

瀬戸市ミツバチ及びスズメバチ駆除報償金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ミツバチ等による刺害を未然に防止するため、駆除処理者への報償金支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ミツバチ等 ミツバチ類及びスズメバチ類をいう。
- (2) 駆除処理者 事前にミツバチ等駆除処理者登録申請書(第1号様式)を市長に提出し登録された者をいう。

(駆除処理者として登録できる者)

第3条 駆除処理者として登録を申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所、支店等を有している事業者であること。
- (2) ミツバチ等の分蜂又は営巣したものを適切に駆除できること。
- (3) 事業者又はその構成員が瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2項に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- (4) 事業者又はその構成員が、暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(駆除処理者の決定)

第4条 市長は、駆除処理者として登録しようとする者(以下「申請者」という。)からミツバチ等駆除処理者登録申請書が提出された場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し当該申請者にミツバチ等駆除処理者(決定・不決定)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(支給対象)

第5条 市長は、駆除処理者が、市内の土地、建物等(国又は地方公共団体が管理する土地、建物等を除く。)にミツバチ等が分蜂し、又は営巣したものを駆除した場合は、予算の範囲内において報償金を支給する。

(駆除処理の依頼)

第6条 市長は、ミツバチ等による刺害のおそれがあり駆除する意向がある旨の通報を受けたときは、通報者に駆除処理者を紹介することとし、通報者が駆除処理者に駆除処理を直接依頼するものとする。

(駆除処理の確認)

第7条 駆除処理者は、ミツバチ等の駆除処理が終了した際、ミツバチ等駆除処理報告書(第3号様式)を作成することとし、通報者の署名等を受けておかなければならない。

(駆除処理の報告等)

第8条 駆除処理者は、毎月の処理件数を市に連絡し、当該年度末までにミツバチ等駆除処理報告書を取りまとめ、市長に提出するものとする。

2 市長は、駆除処理者からミツバチ等駆除処理報告書の提出があったときは、内容

を審査し、速やかに報償金を支給するものとする。

(報償金の額)

第9条 報償金の額は、1回の駆除処理につき5,000円以内とする。

(駆除処理者としての登録の取消)

第10条 駆除処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は駆除処理者としての登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (2) この要領に基づいて提出された書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) この要領に違反する行為を行ったとき。
- (4) 駆除処理に当たって、通報者からの苦情があったとき。
- (5) その他、駆除処理者として市長が不適切であると認める事実があったとき。

附 則

1 この要領は、平成15年5月15日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

なお、「みつばち刺害防止事業実施要領」及び「みつばちの管理及び分ぼう群等処理に関する指針」は、平成15年3月31日をもって廃止する。

- 2 平成17年4月1日一部改正
- 3 平成30年3月1日一部改正
- 4 令和2年4月1日一部改正
- 5 令和3年3月1日一部改正

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

駆除処理者

(所在地)

(事業所名)

(代表者名)

ミツバチ等駆除処理者登録申請書

瀬戸市ミツバチ及びスズメバチ駆除報償金支給要領に基づき、駆除処理者の登録を下記のとおり申請します。

記

事業所名	
代表者名	
事業所又は支店等の所在地	瀬戸市
備考	

(第2号様式)

年 月 日

様

瀬戸市長

ミツバチ等駆除処理者(決定・不決定)通知書

瀬戸市ミツバチ及びスズメバチ駆除報償金支給要領に基づき、駆除処理者として
(決定します。・決定しません。)

事業所名	
代表者名	
事業所又は支店等の所在地	瀬戸市
注意事項	<p>瀬戸市ミツバチ及びスズメバチ駆除報償金支給要領 (駆除処理者として登録できる者)</p> <p>第3条 駆除処理者として登録を申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市内に事業所、支店等を有している事業者であること。(2) ミツバチ等の分蜂又は営巣したものを適切に駆除できること。(3) 事業者又はその構成員が瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2項に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。(3) 事業者又はその構成員が、暴力団等と密接な関係を有していないこと。 <p>(駆除処理者としての登録の取消)</p> <p>第10条 駆除処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は駆除処理者としての登録の決定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 第3条の規定に該当しないことが判明したとき。(2) この要領に基づいて提出された書類の内容に虚偽又は不正があったとき。(3) この要領に違反する行為を行ったとき。(4) 駆除処理に当たって、通報者からの苦情があったとき。(5) その他、駆除処理者として市長が不適切であると認める事実があったとき。

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

駆除処理者

(所在地)

(事業所名)

(代表者名)

ミツバチ等駆除処理報告書

瀬戸市ミツバチ及びスズメバチ駆除報償金支給要領に基づき、下記のとおり駆除処理したので報告します。

記

駆除処理の日	年 月 日 ()
駆除処理の対象 となったハチの種類	(1)ミツバチ類 (2)スズメバチ類
駆除処理の場所	瀬戸市
備 考	

上記のとおり処理されたことを確認しました。

(通報者)

住所

氏名

連絡先 () -